平成２４年（フ）第２０４５号
愛知県半田市天神町95番地　いちのコーポＢ棟202号
債務者　松崎　君代
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１８号
長崎県長崎市平瀬町１番地２　サルヴァトーレ平瀬404号
債務者　上田　祐三
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
長崎県長崎市平瀬町１番地２　サルヴァトーレ平瀬404号
債務者　上田　良子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
富山県魚津市北鬼江385番地１
債務者　横田　陽子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月１日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第２９号
富山県下新川郡入善町青島707番地
債務者　長川原　滋
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月１日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第２７８号
盛岡市材木町８番21―207号
債務者　千葉　啓子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２４号
岩手県遠野市綾織町新里８地割13番地
債務者　吉田　智春
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第６３１号
仙台市太白区大野田３丁目９番５―303号、従前の住所仙台市若林区沖野２丁目２番26号第２コーポサトウ201
債務者　高子ひとみ
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６８７号
仙台市太白区長町１丁目７番28―502号、従前の住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第11地割314番地５
債務者　新沼　信男
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６８８号
仙台市太白区長町１丁目７番28―502号、従前の住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第11地割314番地５
債務者　新沼　律子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
秋田県大仙市大曲船場町１丁目１番４号　なごみのさと、住民票上の住所秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字下川原21番地
債務者　北畠ミチヨ
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第６５号
茨城県神栖市知手5128番地７ローズガーデン６号
債務者　長島ひろみ
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６６号
茨城県神栖市須田4284番地
債務者　橋本　佳子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６７号
茨城県神栖市大野原中央１丁目10―３　５号、住民票上の住所秋田県横手市安本字尼辺33番地２
債務者　照井　正美
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１０６５号
千葉市美浜区幸町２丁目11番23棟302号
債務者　横森　敏行
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６６号
千葉市中央区春日１丁目２番８号　サンカトレア103号
債務者　神崎　良子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９６号
千葉市中央区大森町514番地61　ハイツヒマワリ103号
債務者　下重　　景
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係